料金後納

ゆうメール

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知　会報

도토리통신 우리

ととり通信　第23号

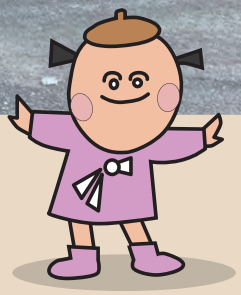

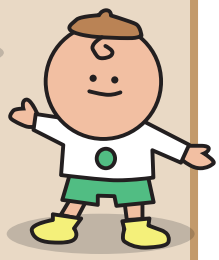

〈　目　次　〉

弁護団報告
　～上告理由書・上告受理申立書を提出しました～ …… 2

●支援者の皆様へのメッセージ　「最高裁に望む！」 …… 4

●弁護団新メンバー紹介　郭勇祐弁護士 …… 7

●寄稿　愛知の無償化裁判を取材して　中村一成さん …… 8

●これからの闘いのために …… 10

●事務局ほのぼの便り　趙誠雲さん …… 11

●裁判応援グッズ紹介、カンパのお知らせ、連絡先 …… 12

朝鮮高校無償化ネット愛知　https://mushouka.aichi.jp

弁護団報告

―上告理由書・上告受理申立書を提出しました―

上告審の特徴

日本の裁判は三審制ですが、上告審（＝最高裁）の審理は下級審（地裁、高裁）とは異なり、上告審ではもはや事実を争うことはできません。上告審では、高裁までに認定された事実に基づき、憲法違反や重大な手続違反があるかが審査の対象とされます。

最高裁で実質審理が行われるためには、民事訴訟法に定められた上告理由（憲法違反、重大な手続違反）または上告受理申立理由（最高裁判例違反・法令解釈に関する重要事項を含むこと）が必要です。

上告審では、上告人が、上告理由書／上告受理申立理由書として、これらの理由を記載した書面を提出し、最高裁が上告理由／上告受理申立理由の有無を審査します。上告審で、上告に理由がないとされると、口頭弁論を開くことなく上告を棄却／上告受理申立を不受理とすることができるため、上告理由書／上告受理申立理由書でいかに裁判官を説得するかが重要となります。

弁護団では、1月23日までに、上告理由書と上告受理申立書を提出しました。

あわせて98頁という大部の書面ですが、本稿では上告理由書を中心にその概要をお届けします。

上告理由書の概要

⑴ 生徒個人の権利侵害があること

無償化除外の憲法違反を主張する前提として、朝鮮高校生の「無償化」除外が、生徒個々人の憲法上の人権を侵害するものであったことを強調しました。というのも、高裁判決は、愛知朝鮮高校を「無償化」の対象としないと決めた不指定処は、朝高生の権利を侵害するものではなく、生徒らは慰謝料請求できる立場にないと断じたためです。

ととり通信の読者の方はご承知のとおり、高裁の審理では、この不指定処分に付された3つの理由（①省令ハが削除され朝鮮高校が「無償化」の対象から除外されたこと、②省令ハに基づく「無償化」の対象校の指定の基準（＝本件規程）6条を学校が満たさないこと、③法令に従った適正な運営を求める本件規程13条に学校が適合すると認めるに至らないこと）は、①と②③が相互に矛盾するため、結果、理由として立つのは①のみであるという主張に力を入れてきました。本件規程は省令ハの下位規定である審査基準ですから、省令ハが削除されれば当然消滅します。文科省は、省令ハを削除した同じ日に不指定処分通知書を学校に発送しており、通知書が学校に届いて処分が発効した時点では、省令ハは既になくなっていました。

すると、通知書に「規程を満たさない」と書いてあっても、その規程自体がないので意味のない文言であり、省令ハの削除だけが意味ある不指定理由になるというわけです。

このような主張に力を入れていたのは、拉致問題を理由に朝鮮高校除外を訴えてきた自民党が政権に復し、公然と拉致事件を理由に掲げ、朝鮮高校を狙い撃ちで省令ハを削除したことの被害に、裁判所に正面から向き合ってもらうためでした。国が後付けで言い出した規程13条違反の「疑い」―「北朝鮮」と総聯による「不当な支配」という論法に引きずられて本件の本質を見誤らないでほしいと考えたためです。

しかし、高裁は、なるほど不指定処分の理由は①の省令ハの削除のみだと認めながら、それでも省令ハ削除の違法性や、生徒たちの被害について判断をしませんでした。高裁は、無償化法によって生徒個人に権利が発生するのは、生徒の通う学校が省令ハによる指定を受けられる学校であった場合のみであり、総聯による「不当な支配」のある愛知朝鮮高校は規程13条を満たさないから、生徒には何の権利侵害もない。としたのです。

そもそも民主党政権の下で審査が続けられていれば、朝鮮高校も省令ハで指定を受けられたはずでした。しかし自民党政権になるやいなや審査が打ち切られ、朝鮮高校を指定する前提で指定の際の留意事項まで検討していた審査会の正式見解が出されないまま不指定処分となったという、政権の横暴ともいえる経緯は顧みられませんでした。

そこで、弁護団はまず、高裁の考え方は、生徒個人の教育機会の均等を理念として制定された高校無償化法を文科省令がなければ使えない単なる理念法であるかのように骨抜きにするもので、無償化法は、「高等学校の課程に類する課程」を有する各種学校（＝高校課程を持つ外国人学校）に学ぶ生徒に対して受給権を与えたものであることを強調しました。少なくとも無償化法がある以上、省令ハの削除に対し、高校レベルの学校で学んでいる朝鮮高校生たちが文句も言えないという解釈はおかしいのです。それでは立法権のない文科省がフリーハンドで対象となる外国人学校を決められるのと同義だからです。

⑵ 憲法違反

次に「無償化」除外の憲法違反について、憲法14条（平等権）、26条（学習権）、19条（思想信条の自由）への違反を中心に、きちんと審査がなされるべきだと主張しています。

（ｉ）憲法14条違反

不合理な差別を禁止した憲法14条1項の下では、特定の対象を区別することは、区別する目的に合理的根拠がないか、または、その区別と目的との間に合理的関連性がない場合には、不合理な差別として違憲となります。特に本件では、朝鮮高校生の民族教育を受ける権利という重要な人権に関する侵害が問題となっているので、違憲審査は厳格にするべきです。

国が、省令イ・ロ・ハの外国人学校の中で省令ハのみを対象から除外したこと、さらに、省令ハの学校の中でも朝鮮高校以外の学校には省令削除による不利益を被らないよう経過措置を設けながら、朝鮮高校のみを対象外としたことは、朝鮮高校生という社会的身分に基づく差別に当たり違憲です。

なぜなら、下級審が認定した事実からも省令ハの削除が教育とは無関係の政治外交上の目的のためになされたことは明らかであり、合理的根拠はないからです。この点、国は、省令ハを削除したのは、文科省に強制調査権限がない中で、朝鮮高校に対する審査に限界があることが明らかになり、他に省令ハの対象となる外国人学校もなかったからであり、政治外交上の理由ではないと主張しています。

しかし、当時指定を求めていた10の朝鮮高校が存在していたことや、今後もすでに省令ハで指定されていたような新設校が出てくる可能性は否めません。何よりも、審査の限界というならば必要な審査ができるようにするという方策も採りえたにもかかわらず、安易に省令ハを削除して朝鮮高校から再申請の機会さえも永久に奪ったことは、審査の限界の解消という目的からは行き過ぎた過剰な措置であり、目的と省令ハ削除という手段との間に合理的関連性は見いだせません。

（ii）憲法19条違反

名古屋地裁審判決は、日本とは異なる国家体制をとる朝鮮民主主義人民共和国を祖国とする朝鮮高校の教育内容に対し、教科書の内容や東京都の調査報告書などから、「北朝鮮の政治指導者を個人崇拝し、その考えや言葉を絶対視するような内容のものとなっている」「過度に偏り」「思想的要素がある」疑いがあると認定した上、その「偏り」そのものから、朝鮮総聯による愛知朝鮮高校に対する「不当な支配の疑い」を認定しました。高裁判決はさらに一審判決の認定を超えて、根拠を示すこともなく、「愛知朝鮮高校の学校運営や教育活動が、朝鮮総聯の介入により理事会等による自律的な運営が行われず、北朝鮮の政治指導者を個人崇拝し、その考えや言葉を絶対視するような内容のものになっていることは、同項の『不当な支配』に該当する」と判断しています。

下級審の「不当な支配」判断の特色は、朝鮮高校の教育の自主性が総聯によって侵されている具体的事実は何ら認定されていないのに、外国人学校の教育内容のうち国家の拠って立つ政治思想・信条にわたる部分を問題視して、「不当な支配」が認定されたことにあります。

このような高裁判決の「不当な支配」などの解釈は、特定の思想信条を教育内容とすることを理由として、政治的中立性が求められず、自由な教育内容の設定が許されている各種学校たる外国人学校及びその生徒に不利益を与えるものであり、思想信条の自由を保障する憲法19条及び思想信条において差別されないことを保障する憲法14条1項に違反し、かつ、民族マイノリティに属する子ども達が民族教育を受ける権利を保障する憲法13条、26条1項にも違反しています。

⑶ 判決に理由を付さない違法があること

先ほども触れたように、高裁判決は、新たな理由を示すことなく、地裁では「不当な支配の疑い」とされていたところを、「疑い」を超えて断定的に認定しています。「不当な支配」の有無は裁判の結論を左右する重要論点の一つとされていたのに、あまりに杜撰な判決でした（拙速に結審した審理のあり方にも高裁の審理の杜撰さを傍聴された方々は感じたこと思います）。このように高裁判決には「判決に理由を付さない違法」があるので、破棄差し戻しの上、審理のやり直しが認められるべきです。

上告受理申立書について

上告受理申立書では、今までもご報告してきた本件の重要争点－省令ハの削除が無償化法の省令への委任の範囲を逸脱していること、無償化法で外国人学校の指定の要件とされる「高等学校の課程に類する課程」に生徒に関わりのない学校運営の問題を含めることの誤り、無償化対象の指定において教育内容を要件とすることの誤り、朝鮮学校と総聯の関係を「不当な支配」と捉えることの誤り、旭川学力テスト事件最高裁判決への違反などを、「法令解釈に関する重要事項」としてまとめ直しました。

上告審の審理には1年以上かかることもあります。世論を高めていくことが何より大切ですので、引き続ご支援をよろしくお願いします。

支援者の皆様へのメッセージ

最高裁に望む！

朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国賠愛知訴訟　弁護団長
内河　惠一

1. はじめに

私たちは、名古屋地方裁判所における重要証人の採用に関する裁判所の独断的訴訟指揮に対して、裁判官忌避という非常な手段をもって闘った。また、名古屋高等裁判所では、「最初に結論ありき」といった、正義を基軸にした司法の役割を完全に放棄した訴訟指揮に遭遇し、結局最高裁判所に最後の判断を委ねなければならない事態になった。人権擁護の「最後の砦」であるはずの最高裁判所に何を望み何を期待すべきか、複雑な思いである。

「就学支援金制度」は、我が国に学ぶ全ての高校生の学習権等を等しく保障することを目的として、公立高校生の授業料無償化制度を発足させ、それとの均衡のもと、公立高校生と同じレベルの私学に学ぶ高校生（外国人学校をも含む）にも就学支援金を支給し、我が国において学び、成長する若者達の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、民主党政権時代の2010年制定・施行された支給法に基づく制度である。

言うまでもなく、朝鮮高校も就学支援金支給の対象校であった。

しかし事態は思いがけない方向に進んでしまった。愛知朝鮮学園が全く正当性のないかたちで、就学支援対象校から外されてしまったのである。これが裁判となり現在に及んでいるのである。

2. なぜこの不条理が!

愛知朝鮮学園は、2010年11月文部科学大臣に対して本件規程14条に基づき、本件省令ハによる就学支援金対象校としての指定を受けるための申請手続に入った。その審査中である2010年11月23日、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国との間に、いわゆる「延坪島（ヨンピョンド）砲撃事件」が発生し、上記審査手続が中断されたが、2011年9月10日に再び審査が再開された。しかし、未だ審査会の結論が出ない時期である2012年12月16日に衆議院総選挙が行われ、その結果、自民党が第一党となり、政権が民主党から自民党に変わった。

自民党は、野党時代から拉致問題等の政治的問題を理由に朝鮮高校を就学支援金支給対象校から外すことを強硬に主張し続けていた。それが現実化したのが「本件就学支援金対象校不指定処分問題」である。

本件問題には、いくつかの法令が交錯しているが、その背景には、自民党政権の中に、朝鮮民主主義人民共和国に対する強い嫌悪感と偏見に基づく政治的意思が存在し、朝鮮高校を就学支援金支給対象校から排除しようとする強い政治的圧力が明白に認められた。本件訴訟における国の主張及び立証資料の中にもそのことが窺われる。

本件問題は、正に民主党政権から自民党政権に移行したために発生したと言っても決して過言ではない。もし、民主党政権が継続していれば、若干の紆余曲折はあったとしても、朝鮮高校の学生達にも日本の高校生と同様、就学支援金が支給されていたものと確信している。

言うまでもなく、拉致問題はあってはならない出来事である。戦争のあるところ「拉致問題」は、必ず発生していると言われているが、特に我が国は、第二次世界大戦時、あるいは朝鮮半島における30有余年に亘る植民地支配の時代、我々日本人が朝鮮半島の人々に対して犯した拉致件数は、朝鮮民主主義人民共和国が行ったとされる拉致事件の件数とは比較にならない程多くの数に上っている。少なくとも拉致問題を理由に、我が国が朝鮮民主主義人民共和国を責めることは不条理である。

ともあれ、就学支援金問題を考えるとき、かかる忌まわしい歴史的事実があったればこそ、我が国に学ぶすべての朝鮮高校生を含む全ての外国人高校生に対して、等しく成長し学び合う権利を保障し、支援することが極めて重要である。家族の事情等で高校時代を日本で送る外国人高校生も成長すれば、通常は母国に戻るが、朝鮮高校で学ぶ学生達は、成人になってもその殆どは日本社会の中で働き定住していく。彼らは、正に日本社会を構成する一員に成長するのである。この点において、朝鮮高校で学ぶ多くの学生達は、通常の外国人とは著しく異なる存在であることに留意されるべきである。

歴史の過程で「在日朝鮮人社会」を生み出したのは我が国である。しかし、彼らは、上記の通り、現在日本社会と深く繋がり、日本社会を構成する正に「同胞」であると言っても過言ではない。彼らを就学支援という形で日本人学生と同じように支援することは、我が国の人間的、歴史的義務であると考えることは、決して特異な考え方ではない。

我が国の政治が、将来に夢を持つ朝鮮高校で学ぶ学生達に深刻な問題を投げかけてしまったが、日本の司法・裁判所が、本件問題を決して瑣末な法律的問題に凝縮して処理することなく、就学支援金をもって幾ばくかでも彼らを支えることが、ひいては日本人が過去の歴史の過程でもたらした罪責を真摯に受け止めていることを証し、将来的にもアジアに住む人間としてアジアの平和のために努力を表明するものであるとの評価を受けるものであると考察されるべきである。

以下にいくつかの本件を巡る問題点を指摘する。

3. 自民党の強引な「省令ハ削除」の異常性

2012年12月26日に第2次安倍内閣が発足し、下村博文衆議院議員が文部科学省大臣（以下文科大臣という）に就任した。しかし、その直後である同月28日に、下村文科大臣は記者会見で「朝鮮高校を不指定の方向で進めること、本件省令ハを削除すること」を明らかにし、その後これを実行してしまった。

自民党政権成立・大臣就任「直後」の段階での省令ハ削除という無謀な行為は、法治国家であり、かつ公平な行政手続が保障されている民主国家においては決してあってはならないことである。即ち、当時、愛知朝鮮学園は、正に省令ハの適用を受けるべく、学生達のための就学支援金の申請手続を行い、国は、その申請内容を審査中の段階であった。その申請手続を経て就学支援金支給対象校になった暁には、多くの学生達は、日本の高校生と同じように学習する権利が認められることになり、それは彼らにとっても大きな喜びであると同時に、経済的にも親の負担軽減をもたらすものとして多くの期待が寄せられていたのである。仮に、大臣に就任したばかりの下村文科大臣が、これまでの審査会の意向と異なる意見を持っていたとしても、審査会の意見を十分に聴き、より慎重な審査手続を踏むことが求められていたのである。

下村文科大臣がかくまで異例かつ無謀な、なりふり構わない省令ハ削除という手段に及んだことこそが、実は本件問題の最も根幹にあった「ともかく朝鮮高校を就学支援対象校から排除する」という政治家としての本音を暴露しているという事実に特に留意しなければならない。これまでの一審、原審の裁判官がどのような認識を持っていたかはともかく、少なくとも結論的にいえば、その審理及び判決において、同じ日本社会に学ぶ高校生の学ぶ権利を公平に認めるべきであるという本質的な問題点を全て捨象して、政権の考える政治的結論に飛びついてしまったという感が拭えないのである。最高裁において改めて本件全体を見直す勇気を持ち、正義に叶った結論の導かれることを期待したいものである。

上記の無謀な省令ハ削除という措置が、裁判の世界で国に不利に働くことを十分自覚していた政府は、朝鮮高校に対する不指定処分の理由として①省令ハ削除に加えて、②本件規程13条と③本件規程6条を根拠とした理由を付随的に列挙して愛知朝鮮学園の就学支援金申請に対して不指定処分を通知したことが窺われる。

また、省令ハが削除された以上、省令ハを根拠として存在する本件規程はその前提を失い、本件規程6条も、同13条もその存立根拠を失うことになる。控訴審もこの点は認めた。そうであれば、その本元である省令ハ削除を根拠とする不指定処分の効力が正面から問われなければならなかったはずである。しかし、原審判決は、「省令ハ削除が違法･無効であるとしても･･」としながら、なお、上告人らの請求を棄却するに至ったのである。正に「ためにする」法的操作をしたと言っても過言ではない。原審判決の見直しは不可避であると考える。

4. 愛知朝鮮高校は、日本国憲法に守られた自律した学校である

（1）本件事件では、前述のような極めて大胆かつ無謀な国の違憲・違法行為があったにも関わらず、一審原審ともに国の省令ハ削除による不指定処分行為自体の違憲・違法には言及せず、国の不指定処分が有効であると結論付けている。そしてその理由は、ひとえに朝鮮高校が、朝鮮民主主義人民共和国や朝鮮総聯の「不当な支配」下に置かれているという「こじつけ論」に依拠している。

（2）原審等の「不当な支配」の指摘は極めて抽象的ではあるが、大きく二つの観点が認められる。一つは、朝鮮高校が理事会等により自律的に運営されていないということ。今ひとつは、教育内容において、朝鮮民主主義人民共和国の指導者を個人崇拝し、その考えや言葉を絶対視しているということである。

（3）「学校運営の自律性が認められない」という認定根拠は、全く具体性を欠き、到底説得力を持っているとは言えない。第二次世界大戦の後、日本政

府の政策の不当性から生み出された在日朝鮮人社会は、経済的にも困難な状況に置かれ、その上日本政府の厳しい弾圧政策が続く中、社会的にも朝鮮人としての著しい差別を強いられ続けた。貧困と差別の中、特に、民族教育を基本とする朝鮮学校は時には閉鎖され、酷い弾圧を受けた。子ども達の成育環境は深刻な状況に置かれていたのである。在日朝鮮人社会が子ども達の学習する学校を支援することは言うまでもなく、また、国交回復が実現されていない朝鮮民主主義人民共和国との橋渡し的機能を果たしていた朝鮮総聯が在日朝鮮人全般の生活やその子弟の教育基盤の支援をすることは必然的であった。しかし朝鮮高校の「自律性」という観点から見るときは、現在既に朝鮮学校は日本社会の中に定着し、各自治体等との関係等も構築され、監督官庁として自治体の監査を受けつつ運営をしている団体であり、また、日本人社会の中にあっても、サッカーをはじめ各種のスポーツや学芸の領域で日本の学校との交流を重ね、孤立的状況に置かれていたかつての朝鮮学校とは異なることに注目されなければならない。原審判決等が指摘する事項は、朝鮮高校と朝鮮総聯等の歴史的経緯等を斟酌すれば、現在の朝鮮高校の運営の自律性を否定する根拠にすべきものではないと確信する。

朝鮮高校を訪れて感じることは、生徒と教師達との関係が極めて自由闊達で、そのコミュニケーションは羨ましさを感じるほどである。もちろん現在でも朝鮮高校は、在日朝鮮人社会や朝鮮総聯を含めた各種団体とも友好な関係を維持し、協力関係にあることは否定しない。しかし、この朝鮮高校に朝鮮民主主義人民共和国の意向を受けた朝鮮総聯が不当に介入し、教師の自由を侵害したり学生の指導方針を左右したりする場面は想像し難いし、非現実的であると思わざるを得ない。

（4）「不当な支配」の二つ目の根拠と言われる「北朝鮮の政治指導者の個人崇拝」や「指導者の言葉や考えの絶対視」については、朝鮮民主主義人民共和国に好感を持たない者にとっては、「不当だ」と言うことになるかも知れない。しかし、何れの国も「国の立場」は尊重されるべきであり、これこそ日本国憲法の理念である「思想・信条の自由」や「教育を受ける権利」、さらに「外国人学校」の場合には、「民族教育の権利」「マイノリティーの権利」等に深く関わり、慎重な判断が求められるべきである。上告人らの上告理由書には憲法的観点から、一審、原審の判決の問題点を詳細に反論しているところである。

（5）こうした現状に対して，我が国の右翼的な新聞・情報が極めて意識的に偏見に満ちた意見・見解を新聞・ネット上に流し、時にはテレビにおける識者の見解として、あたかも朝鮮高校が、北朝鮮の思想醸成機関の機能を果たしているかのような喧伝を繰り返している。しかも、本件訴訟においても、国（被上告人）は、朝鮮高校と朝鮮総聯の間に不適切な関係があるかのような主張を繰り返し、その証拠として、朝鮮民主主義人民共和国に強い偏見を持つ新聞社の記事等を多く提出している。しかも、記事の内容については「真偽を問わない」とも強弁する。これは正に真実・正義を追究することを使命としている裁判所を侮辱する以外の何物でもないと言わなければならない。しかも驚くべきことに、一審、原審共にかかる被上告人の悪意と偏見に満ちた主張立証の態度を平然と受け入れ、本件問題の結論に繋げている。そこには裁判所の使命であるはずの真実追究の姿勢は全く見られない。

5. 終わりに

朝鮮高校は、まだまだ日本社会において、知られていない肩身の狭い学校で、沢山の誤解と多くの偏見を受けている。また、日本社会の中には、そうした状況を煽り立てている実態がある。

考えてみれば、朝鮮民族と大和民族との関係は長くて深い。1910 年の日本政府による朝鮮半島の植民地支配から数えても既に 110 年の長きに及んでいる。在日朝鮮人社会とは、正にその延長線上の最先端にある状況と言っても良い。その歴史の過程で多くの過ちを犯した我々日本人が出来ることは、ささやかではあるが、そこで学び成長する朝鮮の子ども達が、日本の子ども達と同等の教育環境の下で成長することを支えてやることではないか。見方を変えれば、そのことこそ、日本で生まれ育つ朝鮮高校に学ぶ子ども達の、日本国憲法に定める基本的人権だと確信する。国連の各種委員会の日本政府に対する勧告を見ても、世界的にもこの問題は注目されていることが理解される。正に人権擁護の最後の砦である最高裁判所が朝鮮学校に学ぶ子ども達の基本的人権を保障するリーダーシップの役割を果たすことを望みたい。

弁護団新メンバー紹介

郭勇祐（クァクヨンウ）弁護士

アンニョンハシムニカ。弁護士の郭勇祐（クァク・ヨンウ）です。

私は神戸生まれの在日朝鮮人4世で、幼稚園から高校まで、神戸の朝鮮学校に通っていました。高校卒業後、同志社大学に進学し、大学と大学院時代は京都で過ごしました。司法試験合格後は、三重県の津で修習をして、昨年の12月から名古屋で弁護士として働いています。

そもそも私が弁護士を志したきっかけは、京都のヘイトスピーチ事件と、高校無償化制度からの除外でした。ヘイトスピーチ事件は私が高校1年生のときに引き起こされ、無償化制度は私が高校2年生のときに始まりました。

高校1年生の頃、高校無償化制度が始まるという話を耳にし、私は少しは親の負担が減ると思い、喜んでいました。しかし、朝鮮学校だけ対象から除外されました。高校2年生だった私は当時疑問を感じたと同時に憤りを感じました。国が率先して差別を行うことを実際に経験し、改めて日本社会のおかしさを痛感させられました。

このような理不尽な差別がまかり通る世の中はおかしい、弁護士になれば、おかしな社会を変えていけるのではないかと思い、弁護士を志しました。

大学、大学院時代は留学同、朝青活動に励み、大阪での無償化裁判の傍聴に何度も足を運びました。京都では、火曜アクションといって、毎週火曜日に無償化除外反対の街頭宣伝をしているのですが、それにも毎回参加していました。

弁護士を志したきっかけでもあったので、何かしら関わっていきたいと思っていたところ、声をかけていただいたので、三重で修習をしているときから、愛知での弁護団会議に顔を出させていただいていました。

そもそも日本政府は朝鮮半島を植民地支配した責任として、朝鮮人の民族教育を保障すべきであるにもかかわらず、一貫して差別政策をとり続けており、メディアも朝鮮民主主義人民共和国を危険な国として報道しています。裁判所も歴史的な経緯を見ずに、朝鮮総連との関係を不当な支配と捉えています。このように国が率先して朝鮮蔑視、朝鮮人弾圧を継続しているというおかしな社会であるにもかかわらず、おかしさに声をあげる人は少ないです。だからこそ、裁判闘争をすることで、問題提起をする必要があると思います。裁判闘争は世間からの注目も集まるので、多くの方々に今の日本社会のおかしさを主張することができます。問題提起をすることで、朝鮮人がどのような経緯で日本に住むようになり、朝鮮学校がどのような経緯で設立されたのかを知ってもらうきっかけができ、社会のおかしさについて、ともに声をあげてくれる人も増えていきます。裁判で勝つと、実際に無償化の対象となるという点で、裁判闘争に意味はありますが、それ以外にも、世間に知らせて社会を変えるという大きな意味が裁判闘争にはあると思います。

訴訟も終盤にさしかかっていて、自分に出来ることは少ないとは思いますが、できることは何でもやっていきたいと思います。在日朝鮮人は今までも運動によって多くのものを勝ち取ってきたので、希望を捨てず、ともに頑張っていきたいと思います。また、裁判闘争だけでなく、街頭宣伝にも引き続き積極的に参加していきたいと思います。他の先生方にはまだまだ及びませんが、精一杯頑張りますので今後ともよろしくお願いいたします。

寄稿

愛知の無償化裁判を取材して

中村 一成さん

2011年に新聞記者を辞めて以来、京都朝鮮学校襲撃事件に始まり、徳島事件、無償化排除問題……と、常に朝鮮学校を取り巻く差別を取材してきた。私の在り様に異論を持つ活動家や文筆家、研究者からしばしばこう言われる。「差別はアカンけど、朝鮮学校は問題がある」。

彼らが言う「問題」の真偽や、指摘する「問題」が本当に問題なのか否か、それは朝鮮学校固有の問題なのかなどはここでは措く。朝鮮学校の好き嫌いはあって当然だ。ただこう言う御仁は得てして、毎年数百人の若者が「二級高校生」のまま卒業することや、幼稚園児までがレイシズムの標的にされる現実については公に書き語らない。ましてや平日昼間の裁判を傍聴したり、各地での街頭署名に立つことはない。「差別はアカン」と「朝鮮学校は問題がある」。この二つの文言の順番が持つ意味は大きい。数十年前の実体験や親族の話を元に、私に対して実態を知らない「無知な日本人」との眼を向ける在日もいる。これが良識派の「常識」なのかもしれない。

全国の無償化裁判を取材してきた。裁判官の良心に賭ける「リスク」を避け、徹底して無償化法の枠内で闘った東京など、各地域の原告団がこの闘いでの「勝ち」とは何かを議論し抜いて選んだ「闘い方」は様々だ。その中でも愛知の「正面突破路線」は、原理原則への拘りにおいて突出していた。「朝鮮学校は問題が…」という者たちの違和感の根、朝鮮民主主義人民共和国との関係について、「北朝鮮直轄の反社会的勢力『朝鮮総連』の傘下組織」といった、裁判で国側が繰り返してきた攻撃に対する「守り」でなく、外国人学校としての祖国との関係の正当性を訴える「攻め」にいったのだから。

愛知に限らず、無償化裁判で原告が求めているものは「他者」としての平等である。祖国や組織との関係の正当性を正面から主張した愛知訴訟では、他所に比べて後者の「アイデンティティの承認」がより前景化した。「他者」が従順なマイノリティである限り一級下の者として「恩恵」を与えるが、他者が「他者」として、マジョリティとの対等な権利を求めれば潰しにかかる。最近の流行り言葉でいえば「エンパシー」が欠落した日本社会で、同化と引き換えの“平等”ではなく、あくまでマジョリティとの違いを前提とした上で、平等を主張した。朝鮮学校は、同化しないからこそ朝鮮学校でありえるのだし、朝鮮学校に対する制度的差別の打破を訴えることは「他者」のままであることの権利を要求するものである。当然、他地域の裁判でもそれは主張されてはいたが、「朝鮮学校生にとって祖国とは何か」を一つのテーマに掲げた愛知ではそれが突出する形で迫り出していた。

愛知訴訟を傍聴する度に、自分の新聞社時代を、自戒を込めて想起せざるを得なかった。1990年代から2000年代前半まで、今では考えられないくらいリベラル系各紙には、その営みを肯定的に捉え、制度的差別を批判する形で朝鮮学校の記事が掲載されていた。だがその内容は、マジョリティの許容範囲内でのものだったと思う。朝鮮学校についての記事を紙面化する通行手形は「歴史性」であり、「日本の学校と変わらない現状」だ。当時はスポーツ大会への参加や定期券の学割、受験資格など、各種の制度的差別が徐々に改善されていく時代で、学校側も日本の学校と同じという側面を強調して語っていたことも一要因だが、歴史的、政治的な「違い」に目を向けることで、この社会のマジョリティに受け入れ難くなる事態を避け、口当たりの良い「多文化共生」の文脈で記事を出していたのだ。

大阪補助金裁判の会見で、リベラル紙の記者が肖像画や迎春公演に言及し、「民族教育と無関係では」と質問したことを思い出す。そこに私はメディアの人権感覚、思想的足腰の弱さを観た。植民地支配と皇民化への否から生まれ、東西対立と分断に規定されてきた朝鮮学校を「見たいように」しか見ず、「都合よく」切り取り消費してきた結果がそこにあった。欠落しているのは「日本人」としてどう関わるのか。愛知訴訟はそれを問うても居た。

愛知訴訟で際立ったのは、歴史を通してその正統性を主張するにとどまらず、「今」を通して正当性を訴えた姿勢だ。なぜ肖像画があるのか、なぜDPRKと関係が深いのか、なぜ修学旅行でDPRKに行くのか……。とりわけ重視したのは朝鮮学校生にとっての祖国の意味だったと思う。2002年9月17日の拉致問題発覚以降、果てしなく後退を迫られる、何を言われても「甘受」するしかない、そんな空気の中で、民族教育の正統性／正当性を訴えることは、生徒、保護者、卒業生ら学校関係者にとって計り知れないエンパワーだったと思う。

一方でその路線は難しい選択にも直面した。一つは地裁での裁判体忌避だ。休廷を求めて協議し、再開後の法廷に入って来た裵明玉事務局長の強張った表情は忘れられない。裁判の常識でいえば「自爆」に等しい戦術だが、あそこで筋を通すか否かは狭義の裁判に止まらぬ、運動の分水嶺だったと思う。柔軟に強かに闘うことも必要だが、譲れない一線を貫くしかない局面もある。あの休廷時間になされたやり取りを想像すると、体が震えた。もちろん集団訴訟の一つでもある。他地域の弁護士らには、絶句する者や「有り得ない選択」に明け透けな苛立ちを口にする者もいた。これらの反応もまた、賭けるものの大きさを自覚するがゆえの真剣さだった。

「正面から行く」思いは、高裁の第三回弁論、裁判長が強引に弁論を終結させようとした時にも現前した。証人調べを拒む裁判体に対し、弁護団員たちが次々と立ち上がり、学識者や卒業生の尋問を求めて声を上げる。流れが途切れ、裁判長に閉廷を告げられるのを避けるため、立ってから何を言うかを考えてしどろもどろになる者、込み上げる怒りに言葉が追い付かず絶句する者……、やがて異議は裁判の常識を逸脱していく。「貴方は机上の書類だけで子どもの権利を判断するのか！」。必死の抵抗に胸が熱くなった。

想起したのは、新美隆弁護士の「遺言」ともいえる一言だった。指紋押捺拒否や東京・枝川第二初級学校の立退き訴訟、西松建設の中国人強制連行や花岡訴訟で知られる新美弁護士は、酒が回ると期待をかける在日の若手弁護士に、指紋押捺拒否訴訟で、嗚咽しながら裁判官に意見を述べた金敬得弁護士のエピソードを繰り返し語り聞かせてこう説いた。「裁判には魂が入る瞬間がある。君たちは裁判に魂を入れなければいけない」。法廷で忌避を口にした時、必死の異議を続けたあの瞬間、まさにこの裁判に魂が入ったと私は思う。

地裁、高裁と敗訴したが、他地域と同様、愛知の闘いも幾つもの「成果」をもたらしている。一つは現行法に基づく朝鮮学校の正統／正当性、民族教育の権利性の裏付けだ。学識者や弁護士らが書き上げた数々の書面は今後の土台だ。とりわけ憲法を軸に朝鮮学校の権利性を説き切った中谷雄二弁護士の準備書面は、一つの到達点だと思う。常に法廷と支援集会を埋めた支援の広がりは他地域同様、大きな展望だ。そしてもう一つは「正面突破」だからこそ引き出した判決だと思う。私が言うのは高裁判決の“法解釈”ではない。学校の意義はもちろん、祖国や民族団体との関係についても原告側の主張を一定程度認めた上で、それでも現状は問題と突き放した地裁判決である。その思想はここに集約されている。

「朝鮮高校の教育水準が決して低くないことや、生徒や父兄の多くが、在日朝鮮人同胞と民族教育が受けられる点に着目して朝鮮高校を進学先として選択していることは、朝鮮総連が朝鮮高校に対して「不当な支配」を及ぼしている疑いがあることと特に矛盾するものではない。むしろ、朝鮮高校が、一般的な後期中等教育や思想的要素のない民族教育を行う機関としての側面と、朝鮮総連からの「不当な支配」を疑われる機関としての側面の両方の側面を有していることこそが、本件の難しさの要因の一つであり、前者の側面の価値を尊重すべきことと、後者の側面が本件規程13条に抵触することは別個の問題として考えざるを得ない」（103-104頁）

冒頭で言及した、「差別はアカンけど、朝鮮学校は問題がある」と言う類の者たちの多くは、この理屈に膝を打つのではないか。実際、それだけの吸引力を持っている。緻密な東京訴訟が文科省の役人を引き摺り出し、裁判官の没論理の判決も相まって、この問題が政治的弾圧にほかならないことを裁判記録に残したように、愛知は「正面突破」で闘ったからこそ、ここまで覆し難い判決を導きだしたのだ。この「手強さ」を思想的に乗り越えることが、特に支援者に課せられた今後の課題である。

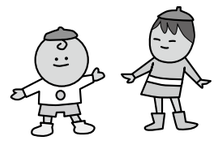

これからの闘いのために
～闘いで得たものを確認し、前に進もう～

共同代表　**原科　浩**

2010年4月に施行された高校「無償化」制度から、朝鮮高校のみが排除されて以来、10年が経過しようとしている。2013年1月に提訴踏み切ってからでも、7年となる。この間、名古屋地裁敗訴判決、名古屋高裁敗訴判決と二度の苦汁をなめさせられてきた。勇気をもって日本国を訴えた原告たち、そしてこの間巣立っていった卒業生たち、在校生たちには、運動の力が不十分であったことを、申し訳なく思う。一方で、日本社会に、そして日本人の意識に巣くう、岩盤のように固い朝鮮への偏見・朝鮮人差別の現実と、あらためて直面していると言えよう。幼保無償化からの排除など、同じ根から生じる新しい問題が次々と襲いかかってくる。

闘いの成果は

「10年という年月は、私たちに何ももたらさなかった訳ではない。この間の闘いを通して、朝鮮学校のことを知った日本人は増えてきた。また朝鮮学校の生徒、教師、保護者たちと出会うことができた日本人は増えてきたと言えよう。

無償化ネット愛知という支援団体が結成され、活動を継続してきたこと自体が、闘いの成果と言ってもよいであろう。愛知の特殊性として、朝鮮学校を支援することを目的として活動していた既存の団体がなかったことが挙げられる。日本の教職員労組の組織的な支援も得られていない。また民族差別と闘ってきた市民活動家、運動体も、既存のスタイルとは異なる運動のへの戸惑いもあってか、運動体に直接入ってくるよりは、ある距離を保っての支援に落ち着いていったように思う（もちろんそれが悪いとは考えていない）。その条件の中で、朝鮮学校、学父母、朝鮮人同胞支援者、そして必ずしも市民運動プロパーではない日本人支援者、弁護団が集まって、手探りで運動を作り上げ、裁判闘争・支援を継続してきたことの意義は大きいと考える。

この無償化ネット愛知の闘いは、留学同、USM（ウリハッキョ・サポートネットメンバーズ）の若い力を抜きに考えることはできない。朝鮮学校を大切に思う朝鮮人学生との出会いを通じて、日本人の学生・青年も共に運動を担ってきてくれた。若者は一つのところにとどまり続けるとは限らないが、運動を通して出会い、共に闘った若者たちは私たちの宝物であり希望だ。

そしてこれからの運動は?

とは言いながら、現状においては朝鮮高校に「無償化」制度が適用されてもいなければ、裁判で勝訴判決も得られていない。まだ最高裁で勝訴する可能性が残っているが、最高裁相手に運動としてできることは、ほとんどないようだ。しかし裁判闘争だけが運動ではない。私たちが成し遂げなければならないのは、日本社会の岩盤に穴をあけることである。裁判もそのための手段の一つであったはずである。無償化の闘い以前にも少しずつ穴は開いてきたし、この10年の闘いを通じて小さな穴は確実に穿たれてきた。その穴を広げて岩盤を破砕するほどの大穴にしたい。

そのために有効な手段は、なんといっても人と人との出会いだ。出会いによって人は変わるし、社会も変わっていく。裁判の傍聴支援に集っていた方たちが、朝鮮学校まで足を運んで、生徒たちの日常と出会う機会を、特に朝鮮人学生・青年たちと日本人の若者たちが出会えるような機会をつくることを、今後の運動の一つの柱にしていくべきではないかと考えている。未来をつかみ取るため、共に闘い続けましょう。

事務局

ほのぼの便り

後列左端が私です。
留学同成人式にて。

趙　誠雲

はじめまして、在日本朝鮮留学生同盟（留学同）に所属する趙誠雲（チョウ ソンウン）と申します。学生ではありますが、事務局員として活動をさせていただき、その中でたくさんの刺激を受け、本当に身が引き締まる思いです。

私と「ウリハッキョ」との出会いは高校一年生のころになります。地元の近くにある京都の朝鮮高校で体育祭兼文化祭のような催し物があるということで、知り合いの同胞の方に声をかけていただいたのがきっかけでした。

私は在日朝鮮人でありながらも、ずっと日本の学校教育を受けてきました。そのために朝鮮語はまったくできません。周囲の人間をみても、親族以外には朝鮮人の知り合いもいません。本名で日本の学校に通ったためか、友人から名前や身の上についてからかいをうけたことも数多くあり、「朝鮮」というワードには常に後ろ向きな感情がついてまわっていました。

そんな中、時間も空いているし、くらいの気まぐれで訪れた朝鮮学校は私にとってはまったく未知の空間でありました。そこらを飛び交う朝鮮語とボロボロの校舎。学生や先生、保護者たちの「異様」とも感じた熱量と賑わい。さながらお祭りのようであり、知り合いを探して呆然と立ち尽くしていると、すぐ側でブルーシートを敷いて座っていた名も知らぬハンメ（おばあさん）が、「トンム、お腹すいてへんか、おいで」と言ってプラスチック容器に入った手製のキンパ（海苔巻き）を渡してくれたことが今でも強く印象に残っています。

またもう一つ、鮮烈に記憶に残っていることがあります。京都の朝鮮高校は駅から少し離れた山の上にあったと記憶しているのですが、道すがら地元のお年寄りに朝鮮学校はどこにありますかと尋ねたところ、「ああ、チョンコウか」と返されたことです。私がそれは朝鮮学校のことですか、と問い直すと、「地元のもんはみんなそう呼んでるねん」とその人は語りました。このことは大変衝撃なことでした。道は教えてもらえましたが、本人にはまったく悪びれたようなところもなく、さも普通のことのように言っていたからです。

このような経験をきっかけに現在、私が一朝鮮人としてその自覚と誇りをもって生きていることは、様々な方との出会いによるところが大きいです。

しかし現実には、今なお自らの民族性について悩み葛藤している在日同胞青年が多く存在することは想像に難くありません。自身のルーツに対し否定的になり、空いた心の隙間を日本人との同化に求めるというような、民族的自死ともいえる悲劇が日夜どれほど起こっているというのでしょうか。開けた町の駅前に行けば「朝鮮人は死んでしまえ」などどいう中傷があたりまえのように存在し、北南情勢に対する報道ひとつとっても、日本社会の中で朝鮮人を取り巻く風潮は悪化する一方です。

だからこそ、朝鮮学校という場所は決して失ってはいけない場所です。立派な朝鮮人に育てるためという一念の元、先人である在日朝鮮人一世や二世の方々の血と汗のにじむような努力によって打ち立てられた場所。その信念は今もなお三世、四世という形で残り続けています。当たり前のようにウリマル（朝鮮語）で会話し、民族としての歴史を学び、自分が朝鮮人であることに何の疑いもなくいれる空間。子どもたちが朝鮮人だということを誇りに思える心、また民族への愛を獲得できる名実ともに最後の砦なのだと思います。

今現在、高校無償化裁判に続き、幼保無償化対象からの外国人学校、朝鮮幼稚園除外に反対する運動が日本各地で巻き起こっています。愛知でもたくさんの方々の努力のもとに、署名活動や街頭宣伝などの闘いが続いています。まだまだ長く険しい道のりであるかとは思いますが、これからの在日朝鮮人の次世代を担う子供たちの笑顔と権利を守るためにも、これからも団結し連帯して勝利の瞬間まで闘い続けていきましょう！

みなさまのご協力をお願いいたします。

わたしたち「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」
（朝鮮高校無償化ネット愛知）は2010年５月に結成されました。
地裁判決に続き、高裁での判決も悔しい結果となりました。
しかし、**朝鮮高校生たちは希望を捨てず、前を向いて闘い続けています。**
無償化ネット愛知も、愛知朝鮮高校生の「無償化」裁判勝利のその日まで、
そして無償化裁判後も朝鮮学校を継続して支援していきます。

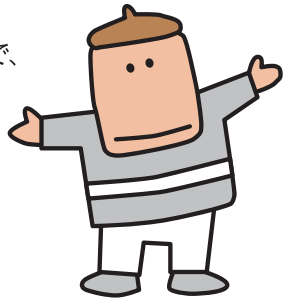

裁判応援グッズ

クリアファイル
２枚セット
…500円

オリジナル付箋
…300円

購入希望の方、または、集会などの折に
販売にご協力いただけるようでしたら、
下記までご一報ください。

会費納入およびカンパのお願い

朝鮮高校無償化ネット愛知では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟への支援のために、『ととり通信』の発行（瓦版は裁判終了後）のほか、さまざまな集会、学習会、街頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援グッズの作成など多彩な活動を行っています。

特に訴訟には、原告裁判参加費（交通費）、裁判実務費、広報費、報告集会費などの多額の費用がかかります。

これらの活動に必要とされる費用は、みなさまの会費及び賛同者の方々のカンパによって賄われています。みなさまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

〈会費〉1,000円/年　会費とカンパのお振込みは、下記の郵便振替口座または預金口座となります。

① 郵便振替払込口座	〈口座番号〉 00810−9−198143
② 他金融機関から ゆうちょへの振込	〈銀行名〉ゆうちょ銀行　〈店名〉089（ゼロハチキュウ）〈店番〉089 〈預金種目〉当座預金　〈口座番号〉0198143

※ ①②とも〈名義〉朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】　愛知県豊明市栄町南館 55
愛知朝鮮学園内　朝鮮高校無償化ネット愛知　金伸治
Tel：0562-97-1815　Fax：0562-97-1829
Mail： mushoukanet.aichi@gmail.com

ととり通信 23 号

2020 年 4 月 10 日　発行
発　　行：朝鮮高校無償化ネット愛知
URL　http://mushouka.aichi.jp/
e-mail：mushoukanet.aichi@gmail.com
FAX：0562-97-1829
編　　集：USM ～우음～ウリハッキョサポートネットメンバーズ
デザイン：（株）アトリエ・ハル